

皆様こんにちは。本日はこのような機会をいただき、誠にありがとうございます。

日本版 DBS と呼ばれる子供性暴力防止法については、様々な議論を経て報道でも活発に議論されています。文部科学省からも教育委員会や学校現場から「実際どうやって運用するのか」といった不安の声を聞いています。

現在、法務省・文部科学省やデジタル庁など関係省庁が政府一丸となって検討を進め、円滑な施行に向けて準備をしているところです。そうした状況もお伝えしつつ、皆様に準備と心構えをしていただき、不安を解消していただける機会になればと考えております。

まず、子供性暴力防止法について、子供に対する性犯罪・性暴力の現状を資料の 2 ページ目でご説明します。12 月 20 日にも報道がありました。2023 年に文部科学省が公表したわいせつ教員、性暴力やセクハラによって処分された教職員は 320 名で、昨年より 79 人増加しています。

子供に対する性犯罪・性暴力は決して少なくない状況です。左側にあるように、20 歳未満の少年が主たる被害者となる性犯罪は年間数千件の単位で推移しています。また、児童ポルノ違反に係る検挙件数も増加傾向にあり、数千件という状況です。

次のページでは報道の一部を記載していますが、連日このようなニュースが報道されている状況です。

このような議論の中で、なぜ今回子供性暴力防止法が成立するに至ったのか、その大きな目的についてお話しします。性暴力は必ずしも子供に限定されるものではない中で、この法律ができた理由は、子供に対する性暴力が子供の権利を著しく侵害するだけでなく、生涯にわたってトラウマを抱える回復し難い心理的外傷その他心身に対する重大な影響を与えるものであり、「魂の殺人」とも言われているためです。

こうした性犯罪については絶対に許さないという姿勢で望んでいく考えが根底にあります。子供に対する性暴力の特徴として、子供の性的知識の未熟さや立場の弱さに乗じて行われることが多く、第三者が被害に気づきにくいことが挙げられます。また、きっかけをつかみにくいことから、一旦加害行為が発生すると継続して行われていく可能性が高いと考えられることから、特に法的な保護の対象として法律を作るべきだという議論が起きました。

この成立に至る経緯について補足説明させていただきます。日本版 DBS と呼ばれている

ものは、イギリスではディスクロージャー・アンド・バーリング・サービスとして始まった制度ですが、最初に導入したのはオーストラリアで、2000年に法制度化しました。

オーストラリアは先月も子供の SNS を制限する法律を作る動きが出ているなど、青少年保護に対して国民の意識が非常に高い国です。

イギリスでは2006年に、子供に関わる教職員をはじめとした従事者について過去の性犯罪歴がある者の就業を禁止し、2012年から DBS という照会システムをスタートしました。

これが日本版 DBS と呼ばれることになりましたが、この言葉は政府としては極力使わないようにしています。まず犯歴照会のシステムが異なり、例えば学校の場合は教育委員会が主体となるように、それぞれの事業者が自主的に犯歴を照会してその情報を適切に管理するという義務が課されることになるためです。また、犯歴照会はいくまで再犯対策ですが、初犯対策もしっかりと盛り込んでいることから、子供性暴力防止法として政府は今後も読んでいくこととしています。

この経緯として、まず令和2年に最初に政府文書に現れたのが第5次男女共同参画基本計画の中でした。これは性犯罪歴がないことの証明書を求めることの検討を行うというものでした。その翌年に、まず教職員に対する児童生徒性暴力の防止に関する法律、いわゆる教員性暴力防止法が先に成立しました。

これについては、教職員は各都道府県が免許を交付する仕組みとなっており、児童等に対する性暴力を原因とした免許の剥奪が行われた際には、その職員のデータベースを国が管理します。以前に免許が剥奪された教員が再度取得を試みる際には、原則として認めないような運用とし、40年間にわたってその個人の状況が記録されていくデータベースを作成しています。

この法律は令和3年に成立しました。

政府の法律はほとんどが内閣立法として、各関係の深い省庁が法律案を作って国会に提出するもので、9割以上がこの形を取ります。しかし、この教員性暴力防止法は議員立法として国会議員が実際に法律を作り、国会で審議をしたという経緯があり、相当に議論を巻き起こしました。

実際に日本版 DBS についても、特に争点となったのが、事実上の職業規制に当たるのではないかという点です。また憲法では罪を二重に課することができないとされており、一度刑

事罰を受けているにもかかわらず、更にその就業を妨げるようなものになるのではないかと  
いった議論が様々噴出しました。

このような中で、教員性暴力防止法は議員立法でしたが、この子供性暴力防止法について  
はこども家庭庁が法律案を作成し、与党をはじめとした国会の議論が背景となり、今年の6  
月に成立しました。これは今からおよそ2年後、令和8年12月25日までに施行すること  
になっており、あと2年ほどかけて詳細を詰めていくことになっています。

次のページで実際の法律の内容について、本日事前にいただいたご質問にも触れながら  
解説をしていきたいと思えます。

まず、採用担当者以外に気をつけるべきことがあるかというご質問をいただいています。  
これについては概要の中で触れていきますが、子供性暴力防止法は再犯対策と犯歴確認が  
注目されますが、初犯対策も含んでいます。

情報管理措置として、事業者が犯歴を確認して適切に管理することも含まれますので、採  
用担当だけでなく事業者全体がこの法律をしっかりと理解し、それぞれの役割を担っていくこ  
とが求められます。

まず趣旨として、児童等に対して教育保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校  
設置者等および認定を受けた民間教育保育事業者が対象となります。これらの対象事業者が  
児童対象性暴力の防止措置を講じることを義務付けるものです。

対象事業者は「学校設置者等」と「民間教育保育等事業者」の二つに分かれます。「学校  
設置者等」は学校と児童福祉施設等で、行政が行政サービスとして行う、あるいは行政が認  
可をするものが義務対象となります。

民間教育保育等事業者については、学習塾や放課後児童クラブなど公的な性質を帯びる  
ものも含まれ、行政への届出で済むものとして、全体として初犯対策も含めた面談の実施、  
研修の実施、情報管理をしっかりとる組織としての体制が求められます。

このうち学校設置者等については、行政の許認可などの際にそれがしっかりと確認されて  
いるという前提で義務化されています。民間事業者についても、この法律の趣旨から極力こ  
の認定を受けていただきたいと考えています。これから対象とする範囲が明らかになってい  
く中で、国としてもそれを示していき、関係団体には積極的に認定を受けるよう呼びかけて  
いく考えです。

こうした背景には、先ほど説明した教員性暴力防止法によって教員免許を剥奪された方々が、例えば学習塾に行くのではないかといった懸念が、令和 3 年当時の議論であったことも影響しています。

そのため、認定という形にはなりますが、対象となり得る方々には極力取っていただけるよう、現在検討を進め、周知広報していく予定です。

事業者が負う責務として、第 3 条第 1 項では児童等を対象とした性暴力の防止に努め、被害児童等を適切に保護することが求められています。具体的には初犯対策として、子供の安全を確保するために日頃から面談等を実施し、児童等が相談を行いやすい環境を作ること、また職員への研修実施が必要です。

再犯対策としては、対象となる性犯罪前科の有無を確認し、もし前科があると分かった場合には、雇用の段階や配置転換の際に確認をして、基本的には前科があった方は本来従事させようとしていた業務には従事させないことが原則となります。

これらの具体的な措置は今後ガイドラインで決めていきます。4 の二つ目の項目として、学校設置者等の現職者は施行から 3 年以内に確認を行うこととなります。

教職員は 100 万人以上おり、犯歴照会の事務作業も相当な量になるため、3 年間をかけて計画的に確認を進めていきます。一方、民間事業者として認定を受けた方々については、認定を受けてから 1 年以内に確認を行うことが求められます。

また、一度犯歴を確認した後も、従事者を引き続き雇用する場合には 5 年ごとに再確認を行うことになっています。これは児童ポルノの所持など軽微な犯罪については、雇用者の知らないところで行われている可能性があるため、定期的な確認が必要とされているためです。

特定性犯罪前科の確認対象期間は三つあります。拘禁刑の場合は刑の執行終了から 20 年間、執行猶予判決を受けて執行猶予期間が満了した場合は裁判確定から 10 年間、罰金の場合は刑の執行終了から 10 年間です。これは刑法第 34 条の前科の消滅に関する規定に基づくもので、一度犯罪を犯した者の社会復帰という趣旨を踏まえて年数を定めています。

防止措置の義務として、性犯罪前科の確認結果、面談、児童からの相談その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力が行われる恐れがあると認められる場合には防止措置

を取るようになります。防止措置の詳細は今後ガイドラインで示しますが、性犯罪の前科があった方については基本的に本来業務には従事させないことを想定しています。

情報管理措置として、個人の犯罪歴は個人情報保護法において要配慮個人情報として、一段高い厳格な取り扱いが求められます。幅広い業種の方々が個人の性犯罪歴を扱うのは今回が初めてのケースとなるため、適切な管理が特に重要です。

具体的な管理方法はガイドラインや手引きで示していきますが、学校でも学習塾でも、個人情報保護法に準じた措置に加えて、犯歴情報については更に厳格な管理が必要です。大原則として、アクセスできる範囲を極力絞り、アクセスする人を最小限にすることが求められます。

また、各事業者における措置の実施状況について、それぞれの所轄庁がしっかりと指導監督を行うことが法律で定められています。

対象となる事業の範囲について、どの事業が対象となり、その事業の中で誰が対象となる従事者なのかを明確にする必要があります。事業の範囲を定める考え方として、支配性、継続性、閉鎖性という三つの要件を設けています

まず支配性について、これは子供を指導するなどして非対称の力関係がある中での支配的優越的立場に立つことを指します。具体的な例として、先日の国会で公明党の内島議員が挙げた事例があります。ある障害を持ったお子様が家族の団らんの場で「今日も先生に服を脱ぐように言われた」と話し、子供が障害があったため特に変なことだと思わなかったのですが、それを聞いた祖父が愕然として学校に問い合わせ、事案が発覚したというものです。このように支配性のある中で優越的な立場に立つことが性暴力発生の一つの要因となります。

二つ目の継続性は、子供と生活をともにするなどして継続的に密接な人間関係を持つことを指し、これも性暴力を生じさせやすい環境となります。

三つ目が閉鎖性で、親の監視が届かない状況下での預かり等、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易である点を指します。これらの三つの要件に当てはまることを対象事業としていきます。

対象事業の例として、左側の学校設置者等については法律の義務として定められています。少し補足説明をしますと、教員性暴力防止法との関係では、例えば高等専門学校といった教員免許が必要ない学校種であっても、今回の子供性暴力防止法の対象となります。ただし、

高等専門学校は18歳以下の子供を対象としているため、第1学年から第3学年までが対象となります。

また、認定こども園や児童福祉法上の認可対象となっているものも挙げられています。児童相談所についても、しっかりと対象に含めていくべきということで義務対象としています。

児童相談所は、家庭に居場所がなく保護施設に頼ってきた子供たちを預かる場所であり、ここで性犯罪が起きることは絶対に許されないということです。

民間教育保育等事業者については、まず専修学校、各種学校が義務対象となります。また、児童福祉法上の届出の対象となっている放課後児童クラブや一時預かり事業なども広く対象としています。障害児を対象とした施設についても認定の対象となります。

現時点でまだわかりにくい部分として、民間教育事業があります。ここには様々なものが含まれ、例として学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール等が挙げられています。

法律の第2条では、対面指導を行っていること、習得するための標準期間が6ヶ月以上であること、事業者が用意する場所であることなどの要件が定められていますが、具体的な解釈や運用方法については、これから詰めていく段階です。

例えば、6ヶ月という期間について、6月に1回、9月に1回、12月に1回という形で満たされるのか、もう少し頻度が必要なのか、具体的な内容をこれから示していきます。また、事業者が用意する場所という要件については、家庭教師やベビーシッターのように両親がいる家庭に出向く場合は、閉鎖性の要件である「親等の関心が届かない状況での預かり」を満たさないと考えられます。

基本的には事業者が指定する場所で何らかのコースやサッカー教室などを実施することを想定していますが、サッカー教室については閉鎖性を別の観点から満たさない可能性もあります。これらの三つの要件と法令の状況から、実際にどのような事業が対象になるかについては、今後しっかりと内容を公表していきます。

なお、子供性暴力防止法では各事業単位で認定を受けることになります。例えば、ある会社が学習塾とベビーシッター業務、老人介護などを行っている場合、その中の学習塾の部分についてのみ認定を受けるというように、各事業ごとに認定を行う制度設計となっています。

続いて、対象業務の範囲について説明します。実際に事業として認定された際に誰が対象となるのか、具体的には犯歴確認の対象となるのかということですが、これも同じく支配性、継続性、閉鎖性の三つの要件を満たす職に従事する方々が対象となります。これは派遣や委託関係にあるかを問わず、また当該業務の有償無償にかかわらず、ボランティアであってもその実態に即して判断していく方向で検討しています。なお、対象業務については営利非営利にかかわらず対象となります。

対象業務の例として、まず教員等では学校教諭が当然対象となります。また、寄宿舎指導員、施設の長、心理療法担当職員なども含まれます。スクールバスの運転手についても要件を満たすかどうか、現在政府内で対象とする職種について議論を行っています。

職種については職業選択の制限につながります。つまり、違反歴がある場合にはその職に就くことができないことが見込まれるため、あらかじめ事業者側で明確に示した上で採用活動を行うことが求められます。

教育保育等従事者については、放課後児童支援員、家庭的保育者、学習塾講師、スイミングクラブの指導員なども対象となる見込みです。

また、部活動の地域移行についても現在スポーツ庁と文部科学省で議論されているため、どこまでを対象とすべきかについて、これに合わせて方向性を示していく予定です。

児童対象性暴力等について、子供性暴力防止法において防止すべきものの定義は、教員性暴力防止法と同じものを使用しています。①から⑤に関わる内容で、基本的には児童生徒等に限定した性犯罪を対象としています。

一方で、事前に確認する特定性犯罪の範囲については、子供に限ったものではありません。これは法律の中でも議論があり、臨床心理学や加害者臨床の学識者からの意見も踏まえています。児童に対する性暴力の傾向を持つ方の中には、18歳以上の方に対して性犯罪を行うことで性的欲求を抑えようとする場合や、18歳以上の大人への性的欲求があっても、通報される恐れが少ない児童を対象とするケースがあることから、犯歴の確認対象は大人への犯罪も含むことになりました。

また、都道府県の条例で定められているものも対象となり、その範囲は今後政令で定めていく予定です。

次に、実際にどのように確認を行うのかという現時点でのイメージをお示しします。

まず、犯歴の確認は事業者が行うこととなります。従事者の情報を本人の戸籍情報と照らし合わせて確認を行うため、まず戸籍を提出していただきます。各事業者を通じて法律の趣旨を各従事者にしっかりと周知していただき、令和8年11月からの施行に向けて戸籍をこども家庭庁に提出していただきます。これは事業者がまとめて一括して行うことも可能です。

提出された情報は、こども家庭庁から法務省に照会され、こども家庭庁に返されます。ただし、日本における犯歴の管理は戸籍情報をもとにしているため、同じ本籍で生年月日と同じ場合など、記録上の重複を完全には排除できない可能性があります。そのため、該当する可能性がある場合は本人に通知を行います。

このような該当の可能性が確認された場合、それを事業者に通知して確認を求め、2週間の訂正期間を設けます。その間に訂正がなければ、その結果をもって事業者に通知されるというフローを考えています。

この犯歴の扱いは法律の中でも機微な部分です。例えば学校の場合、教育委員会、特に県教委が教職員の採用を行い、それが各市町村において発令されていくという流れがあります。県が実施する犯歴確認の結果を、どの段階まで共有するのか、各市町村や各学校現場にまで共有するのかなど、具体的な一つ一つのフローをどのように行うかについても現在検討中です。これらについても今後お示ししていく予定です。

施行に向けたスケジュールについて、現在令和6年度の中で関係省庁が論点の整理を行っています。施行に向けては様々な課題があり、それらの課題について次のページ以降で説明しますが、現在それらを全体として整理しているところです。

来年度前半では、まず政府案を定めるため有識者会議を開催し、それを公開して関係者からご意見をいただきながら案を提示していきます。来年度後半には順次、下位法令である政令や内閣府令で定めるべきもの、そしてガイドラインやマニュアル等を作成していきます。

令和8年度には事業者への周知広報を行います。この部分は令和7年度にも及ぶこととなります。決まった部分から順次、事業者への周知を進め、令和8年12月の施行期限に向けて準備を進めます。特に民間教育事業者については、認定対象となり得るところには広く認定を得ていただきたいと考えていますので、制度を固めて周知を図っていきます。



執行体制についても同様に検討が必要です。各都道府県や各事業所が所管する部分への問い合わせも予想されます。問い合わせ窓口をこども家庭庁とするのか、各市町村なのか、都道府県なのかといった点も検討が必要です。

また、先ほどの学校の例で言えば、3月、4月の採用時期における対応や、100万人単位の教職員の犯歴確認をどのような体制で行うのか、実際に何人の人員が必要なのかといった点も精査して、必要な措置を講じていきます。

犯歴照会、認定申請、所轄庁による事業者の監督、定期報告などについては、基本的にオンラインシステムを通じて全て行うことを想定しており、システムの要件を定めて構築を進めていきます。

準備と運用を進めながら、実際にどのような課題が出てくるかということも併せて検討していきます。

このため、政府内でも関係府省庁連絡会議を開催して検討を進めているところです。

各関係省庁との観点も踏まえ、施行に向けて整理が必要な事項について説明します。

まず対象事業者の範囲として、どこまでを対象とするのか、職種の範囲をどうするのか、規模については政令で人数要件を定めることとなりますが、ここは関心が高い部分です。どこまでの小規模事業者を対象とするかという点について、少なくとも個人で行っている事業者は原則として対象外となります。これは犯歴を自分で確認することになり意味をなさないことや、研修・相談体制などが取りにくいいためです。最小限何人以上の事業者規模であれば対象となるのかについては、これから議論を進めていきます。

特定性犯罪の範囲について、都道府県の条例をどこまで含むのか、どのような条例が対象となるのかを明確にしていきます。法律で規定されているものについても、具体的に条例を一つ一つ特定し、各都道府県の条例は改廃されていくため、それをどのように把握して最新のものにしていくかという点も定めていきます。

認定については、まず認定基準として何が基準となるのか、どのような書類をいつごろ提出するのか、標準処理期間として申請から認可までどのくらいの期間を要するのかを定めます。また、認定事業者が子供に対する性暴力防止に向けた取り組みを行っていることをアピールできるように、認定マークの作成とその表示方法についても検討しています。

手数料については、現時点で具体的な金額は申し上げられませんが、できる限り多くの事業者に参加していただきたいという法律の趣旨から、あまり厳しいものにはしない方針です。一方で、犯歴情報を適切に取り扱える体制が確保できるよう、そのバランスを見極めていきます。

安全確保措置として、再犯防止のみならず初犯防止のために、子供の様子を日頃からどのように聞き取り、異変に気づくか、相談体制をどのように整えるか、職員研修をどのように行うかといった点も具体化していきます。

防止措置の内容として、犯歴が確認された場合は原則として本来の業務には従事させないこととなりますが、それ以外の方法が取りうるかどうかにも検討します。特に重要な論点として労働法制との関係があり、例えば学習塾で講師として採用されている場合、他の職種への配置転換が難しい場合にどのような場合に解雇ができるのかという問題があります。

これは法律の施行後というより、むしろこれからの採用段階において、特定性犯罪該当者についてはこうした職には就けないことを明確に示していく必要があります。ただし、既に現職者として採用されている方々への対応については、最終的には判例の積み重ねになるかもしれませんが、できる限り整理してお示ししていきます。

犯罪歴確認について、申請時の具体的な手続きフローや必要書類、一括登録の可否などを定めます。教員性暴力防止法の時には各都道府県・市町村でまとめて所管の学校や保育所の情報を入力してデータ化しましたが、今回もその手法を取るかどうかを検討します。

また、3年間で行うとされている現職者の確認をどのように平準化していくか、時間的猶予がない場合の対応も検討します。原則として職に従事させる前に犯歴確認を行います。例えば急な欠員が生じ、過去に勤務していた方に依頼する場合など、犯歴照会に時間がかかり白黒はっきりしない状況での従事を認める場合の条件や必要な防止措置についても明確にしていきます。

その他、教員・保育士データベースの連携補完について、国会からもっと連携すべきとの声が上がっています。教員と保育士それぞれのデータベースには、犯歴情報だけでなく、必ずしも刑罰の対象とならなかった懲戒処分なども登録されています。こうした情報も民間の学習塾なども利用できるようにすべきという意見も強く聞かれています。これは中長期的な検討課題となります。

⑤番目として、情報管理措置があります。取得した事業者がどのように犯歴情報を管理していくかという点です。基本的にはアクセスする人を最小限にし、情報のメモを極力残さないといった基本的な対策に加え、最も漏えいが想定されるケースへの対応も必要です。

特に職員が「うっかり話してしまう」といったケース、例えば「従事者の誰々さんが実はこういうことだった」と話してしまうことが最も起こりやすいと想定されます。そうしたことを防ぐための研修をどのように行うか、対象事業者に制度の趣旨を徹底的に周知することが課題となります。

中長期的な課題としては、まず3年後の見直しを含め、より長期的な検討事項があります。対象事業・職種の範囲として、現在は対象外となっている個人事業者の扱いをどうするかという問題があります。

特に2020年にベビーシッターによるわいせつ事案が大きく取り上げられたことが、この法律の議論のきっかけとなった経緯があります。ベビーシッターや家庭教師が組織的に登録してマッチング事業者を通じて行う場合は、所属する家庭教師やベビーシッターの犯歴確認を行っていることを示せますが、完全に個人で行う場合の扱いは今後の検討課題です。

また、人数要件を下回る小規模事業者でも、自主的に子供性暴力防止法の対象となることを希望する場合の取り扱いも検討が必要です。医療機関については、今回は教育現場が対象ですが、医療現場における子供への性暴力をどのように防ぐかという点も、極めて大きな論点として中長期的な検討課題となります。

併せて取り組むべき事項として、事前にいただいたご質問の中に「自分の体を大切にするために、幼児にどのように伝えたらよいか」というものがありました。

16ページでは、子供性暴力防止に向けた総合的な対策の推進について説明しています。子供性暴力防止法は性暴力防止のための一つのツールであり、左上にあるように、まず性犯罪に対する厳正な対処が大前提となり、政府として全国で取り締まりを強化することが基本にあります。

学校での性被害防止教育のため、文部科学省が教材を作成しています。幼稚園や保育所など幼児向けのものから小学校向けまで、それぞれの段階に応じた教材があります。例えば幼児向けには、水着で隠れる範囲をプライベートゾーンとして説明し、それを不用意に人に見せないことなどを、紙芝居などでわかりやすく教える教材を用意しています。

また、相談・被害申告をしやすくする取り組み、被害者支援の取り組み、さらに厚生労働省を中心とした調査研究など、政府全体として子供性暴力防止に向けた総合的な対策を推進しています。

15 ページに戻りますが、これらの指導を充実させながら、データの蓄積や科学的根拠の構築に必要な調査研究も今後進めていく予定です。

繰り返しになりますが、この法律で大きな議論となった点として、性犯罪の前科があるという一点のみで子供に関わる職種に就けないとすることが適切かどうかという問題があります。この点については、データの蓄積や新たな方策の検討など、

駆け足になりましたが、以上で説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。